

(別紙 1)

(仮称) 中野市部活動の地域移行推進協議会準備会設置要領 (案)

(設置)

第 1 条 令和 3 年度末、中野市中学校長会及び中野市中学生スポーツ・文化クラブ活動連絡協議会において「中学校の部活動を、令和 7 年度を目標に地域へ移行する」ことが確認された。現在の部活動の課題を整理し、地域移行のための環境づくりを進めることが急務である。そこで、地域を基盤としたスポーツ及び文化活動の発展を目指すと共に、部活動の地域移行を推進するための「中野市部活動の地域移行推進協議会準備会（以下「準備会」という）」を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 準備会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 部活動における課題の整理とその解消・改善に関すること。
- (2) 地域のスポーツ・文化活動の現状把握と地域の受け皿づくりに関すること。
- (3) 新しい地域組織のあり方や指導者・活動場所・運営規約等に関すること。
- (4) 近隣市町村との連携や国・県への働きかけ等に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 準備会は、次に掲げる者（代表者は複数の場合あり）で組織する。

- (1) 市内中学校の校長及び教頭の代表者
- (2) 各中学校の部活動係主任
- (3) 各中学校の部活動指導員及び外部指導者の代表者
- (4) 各中学校の保護者の代表者
- (5) 中野市体育協会及び中野市音楽団体連盟の代表者
- (6) 総合型地域スポーツクラブ及びスポーツ少年団の代表者
- (7) その他教育長が適当と認める者

(設置期間)

第 4 条 準備会の設置期間は、(仮称) 中野市部活動の地域移行推進協議会設立の日までとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 準備会に会長及び副会長を 1 人置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、準備会を招集し会議の座長となり、運営を総括する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(顧問)

第6条 準備会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、中野市教育委員会が選任し、助言を行うものとする。(県の担当者等)

(事務局)

第7条 準備会の事務局は、中野市教育委員会事務局学校教育課に置く。

(その他)

第8条 この要領に定めるものの他、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年 月 日から施行する。